

## 令和4年度 第1回下水道事業審議会 議事録

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                   |                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----------------|
| 日時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 令和4年10月21日（金）     | 15時00分 ～ 16時45分 |
| 場所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 琴浦町役場 本庁舎2階 防災会議室 |                 |
| 出席者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 委員 計6名<br>事務局 計3名 |                 |
| <div>【日程】</div> <div><div>1 開会</div><div>2 町長あいさつ</div><div>3 委員紹介</div><div>4 会長及び副会長の選出</div><div>会長 … 1名、副会長 … 1名を選出</div><div>5 会長あいさつ</div><div>6 町長諮問</div><div>7 日程説明及び今後の審議会運営について</div><div>8 説明</div><div>①琴浦町下水道事業の概要</div><div>②琴浦町下水道事業の現状と課題（使用料改定の背景）</div><div>③経営改善に向けて</div><div>④質疑応答</div><div>9 使用料改定の方向性</div><div>①使用料の基本的考え方</div><div>②使用料改定の考え方</div><div>③使用料改定の方向性</div><div>④質疑応答</div><div>10 次回審議会の日程について</div><div>令和4年11月25日（金）13時30分～を予定 ※追って日程調整</div><div>11 閉会</div></div> |                   |                 |
| <div>【意見・質疑応答等】</div> <div><div>8 説明</div><div>①琴浦町下水道事業の概要</div><div>②琴浦町下水道事業の現状と課題（使用料改定の背景）</div><div>③経営改善に向けて</div><div>（事務局）①～③について説明</div><div>④質疑応答</div><div>（委員）資料P.5にて、事業所は従量で計算している。下水道に流している水量ということだが、下水に流す側へメーターを付けているのか。</div><div>（事務局）基本は水道メーターの水量で計算して請求している。</div><div>井戸水を利用されている事業所については、井戸メーターを設置してもらい、汲んだ水量によって請求している。</div></div>                                                                                                                                                      |                   |                 |

しかし、事業所によっては洗車等で大量に水を使用するが、下水道へ流れない水が発生する場合は、子メーターを設置してもらい下水道に流れていない分は除いて請求している。※図で説明

(委員) 道路や側溝に流れて、下水道に流れない分は差し引いているということか。

(事務局) そのとおり。

(委員) 下水道事業経営戦略はコンサルに作成してもらったのか。

(事務局) そのとおり。

(委員) 資料P.3にて、赤碕地区は特定環境保全公共下水道事業となっている。

東伯地区の公共下水道事業との違いはなにか。

(事務局) 各町（自治体）には、都市計画区域というものが設定されている。

この都市計画区域の中だけで行う下水道事業を公共下水道事業という。

赤碕地区の場合は、都市計画区域外も含んだ地域でも下水道事業を実施しているので、特定環境保全公共下水道事業という名称で事業を実施している。

下水道の制度（法律）の仕分け上、名称を変えている。

(委員) 資料P.14で農業集落排水の公共下水道の統合が記載されているが、事業が国交省と農林水産省で分かれているが、スムーズにできるのか。

(事務局) 現在、全国的に公共下水道との統合や農業集落排水同士の統廃合が進んでいる。

(委員) 統廃合の処理施設はどうなるのか。また、国へ補助金返還が必要ではないか。

(事務局) 農業集落排水は国の補助金を使って建設したので、施設を廃止することで場合によっては国の補助金を返還する必要があるが、例えば処理場建屋を防災倉庫等で再利用することで補助金返還が不要となる。

また、処理設備は汚水の滞留槽へ改築して利用する計画としている。

(委員) 統廃合する場合既存の設備は撤去するのか。

(事務局) 不要な設備は全て撤去する。

(委員) 資料P.12の繰入金グラフについて説明してほしい。

(事務局) グラフの青い部分が、基準内繰入金といい国から町へ汚水処理に充てるために交付されるお金であり、オレンジ色の部分が、琴浦町の下水道事業を実施するにあたり資金不足になる分を一般会計から補填してもらっているもの。

基準内外については、9使用料改定の方角性でも説明する。

(委員) 基準内繰入金が令和4年度から減っているが、将来的にもこのままなのか。

(事務局) 令和4年度から公営企業会計へ移行したことにより、令和3年度までの繰入金の計算方法が変わったことが原因。

繰入金の計算にあたり、令和3年度までは資本費が元金償還額と償還金利息であったが、令和4年度からは減価償却費と償還金利息で計算するため差額が出てしまう。また、収入として長期前受金戻入という要素が増えたことも原因。

基準内繰入金については、会計移行前の水準には戻らない見込み。

(事務局) 長期前受金戻入については、施設を建設する際に国の補助金を充てるが、その資産を毎年減価償却するにあたり、充てた補助金をそれぞれ耐用年数に分けて毎年収入とし

て計上するもの。

減価償却費や長期前受金戻入は、実際に現金は動かないが公営企業会計の場合は、計上する必要のある経費。

(委員) 公営企業会計の計算上、こういった経費を計上する必要があるということか。

国が公営企業への移行を推し進めているのは、このように国の支出が減っていくので国にとってメリットがあるように感じる。

(事務局) 公営企業へ移行すると様々な経費を見える化することができる。

下水道は処理場や管路といった大量の資産を抱えているので、将来にわたって適切に維持管理していくためには公営企業のほうがメリットがあるとも考えられる。

しかし、公営企業になったから急に経営が良くなるわけではなく琴浦町の場合は、基準内繰入金が減ってしまったというのが現実。

(会長) 琴浦町の下水道事業の概要はここまでとし、次の議題に入る。

---

## 9 使用料改定の方向性

①使用料の基本的考え方

②使用料改定の考え方

③使用料改定の方向性

(事務局) ①～③について説明

④質疑応答

(委員) 旧町時代だが、料金設定に携わった。

他の自治体に視察に行き下水道のことをそこの首長に伺うと、他の事業は住民から叱られるが下水道は喜ばれるという話もあった。

当時は人口減少対策も含めながら、上限7人までで請求するようにしていた。

現状は上限はなく人数に対して1人あたり550円ということになっている。

当時、人口減対策等色々勘案して人数制にしたものが、現在も続いている。

しかし人数制は不公平な状態だから従量制に変更したいという考えでよいのか。

(事務局) そのとおり。

当時、下水道事業の開始にあたって様々なことを考えた上で、手探り状態で事業を始められたと考えている。

倉坂の事業着手からみれば下水道事業は30年経過しており、経営戦略の策定にあたって分析した結果、少人数世帯ほど負担が大きいこと等が判明した。

分析結果を勘案するに、現行の料金体系では不公平だと思う。

同じ世帯員数でも、使用水量は全く違う場合もあるので、そこをきちんと反映させれる料金体系にするべきと考えている。

(委員) 先ほどの事業所ではないが、一般家庭でも水道水で散水や洗車をして下水道へ流れない水がある。

上水道をそのために整備したわけではないが、そのあたりはどうか。

(事務局) 一般家庭においても、下水道へ流れない水が発生することは承知しているが、従量制に変更する場合は基本的に上水道と同じ量で計算して請求する方針。

(委員) 琴浦町は30年前に決めた料金のままやってきた。

下水道は初め、多くの方に利用してもらうため料金は低めに設定する。  
細かな計算もできないので、大まかな料金で始めるのが一般的だと思う。

(委員) 単価の改定はしているのか。

(事務局) 消費税増税分の改定のみで、本格的な改定は行っていない。

(委員) 琴浦町の料金は当時から割と高めに設定してあったのではないか。

今回が実質初めての料金改定になる。

人数制よりも従量制に変えて、使った量で負担するほうが使用者も納得するのではないか。

(委員) 琴浦町（東伯町、赤碕町）は事業開始が遅かった。

事業を始めておらず、経営状況も不明な中で近隣市町村の単価より高くはできないということを加味して設定した。

(委員) あまり高く設定すると、下水道を整備しても使ってもらえないということもある。

下水道料金は今後を考えるとまだまだ値上げしないといけないと思う。

琴浦町の財政を全て下水道へ向けたり、一般会計からの繰入を限定するのであれば、一定程度は使用者から徴収しなければならない。

使用料を上げていかないといけないし、徴収するにあたっては、人数よりも従量のほうが納得しやすいと考えられる。

例えば2人世帯でも、高齢者夫婦か若い夫婦かで、使用水量は全然違う。

今後を考えた時に非常に肝心なこと。

(委員) 昔は汲み取り式のトイレで、今の子どもたちは水洗トイレに慣れている。

実際に都会から地方の祖父母宅へ帰省する時に、汲み取り式のトイレだとそれを理由に子どもが帰省を嫌がることもある。

昔は汲み取り式が当たり前だったが、下水道が来たことで水洗化するっていうのはとてもありがたいと思った。

下水道ほど喜ばれる事業はないというが、この喜びを実感し今後もその恩恵を受けて維持していくには、使用者がきちんとした負担をしていくべきと考える。

人口減少で収入減が予想される中で、維持していくには値上げが必要。

その中で納得して払ってもらう料金体系にすべきと思う。

(事務局) 物価高で国が国民へ助成をするような考えでいる。

こういった状況の中で、料金改定を提案をしている。

このことについてどのような感想、考えを持たれたか。

(委員) この4月から年金が減った。下水道も上水道も生活に直結したもの。

食材や燃料も値上がりして生活も逼迫してくる中で、生活に欠かせないものが値上がりすると痛い。

従量制になると値上がりする家庭と今までよりも下がる家庭が出てくる。

現在よりも値上がりしてとても痛いと思う家庭が出てくるかもしれない。

(委員) 今は人数制なので、実際にいない家族がいても町へ人数を報告していない家庭ではその分払っている家庭もある。

また、農家の場合は上水道で農機具を洗ったりするので、従量制になるとその分は下水道料金が上がると思う。

しかし、使用者のことばかり考えていても町の財政が苦しくなる一方だが、今の施設

を長期的に維持していくには、下水道料金の値上げはやむを得ないと思う。

確かに高齢者だけの世帯と若者だけの世帯では、使う水量が違うので実際に使った量に対して請求する従量制のほうが良いと思う。

(委員) 物価高の中で値上げするというのは大変。

ある程度、自分が使った量に対して支払うというほうが良いと思う。

沢山の水を使われる家庭は、今よりも上がるのであれば節水したりというように気を付けて水を使う。

大切な水なので、皆が大事に使うという意識を持ってもらうことが大事。

(委員) 色々なものが値上がりする中で、またこれも値上がりというのは辛い。

しかし、維持管理していくために税金ばかり使っていくわけにはいけないので、独立してやっていかなければならない。

その中で、できるだけ値上げしない方向になればと思う。

(事務局) 様々なご意見ありがとうございます。

(会長) 皆さんの意見を勘案するに、目指す方向性は人数制から従量制への変更ということで理解した。

事務局で従量制に変更した場合の様々なシミュレーションや見通しを示してもらい、答申を作成するという方針でよいか

(委員) はい。

# 令和4年度 第1回琴浦町下水道事業審議会

日時：令和4年10月21日（金） 15時00分～

場所：琴浦町役場 本庁舎2階 防災会議室

1 開会

2 町長あいさつ

3 委員紹介

4 会長及び副会長の選出

5 会長あいさつ

6 町長諮問

7 日程説明及び今後の審議会運営について

8 説明

- ① 琴浦町下水道事業の概要
- ② 琴浦町下水道事業の現状と課題（使用料改定の背景）
- ③ 経営改善に向けて
- ④ 質疑応答

9 使用料改定の方向性

- ① 使用料の基本的な考え方
- ② 使用料改定の考え方
- ③ 使用料改定の方向性
- ④ 質疑応答

10 次回審議会の日程について

令和4年11月25日（金） 13時30分～

---

11 閉会

## 7 日程説明及び今後の審議会運営について

### (1)審議会の開催

審議：4回、答申：1回 計5回を予定

### (2)開催回ごとの主な協議事項

第1回 琴浦町の下水道事業の現状  
使用料改定の背景  
使用料改定の考え方  
使用料改定の方向性

---

第2回 使用料体系の検討  
使用料改定（案）

---

第3回 使用料体系の検討  
使用料改定（案）

---

第4回 使用料改定（最終案）

---

第5回 下水道使用料改定（最終案）の答申 ※会長のみ

### (3)住民、事業所への経過説明

- ・ 会議概要を町ホームページへ掲載
- ・ 答申の広報掲載

### (4)条例改正及び予算反映

- ・ 答申内容について町で精査、検討
- ・ 議会への条例改正案を提出
- ・ 予算への反映

※時期については、答申を受け町で決定

※現時点で、新料金での請求は令和5年10月からを予定

### (5)料金改定の周知

- ・ 条例改正後に住民、事業所への周知（広報誌、ホームページ等）
- ・ 納付書配布時にチラシ添付

## 下水道事業審議会、料金改定までのスケジュール（予定）

| 内容                   | 令和4年度 |    |    |    |   |   |   | 令和5年度 |   |   |   |   |   |    |
|----------------------|-------|----|----|----|---|---|---|-------|---|---|---|---|---|----|
|                      | 4～9   | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4     | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 1 諮問（町長 → 審議会長）      |       |    |    |    |   |   |   |       |   |   |   |   |   |    |
| 2 下水道事業審議会<br>第1回審議会 |       |    |    |    |   |   |   |       |   |   |   |   |   |    |
| 第2回 //               |       |    |    |    |   |   |   |       |   |   |   |   |   |    |
| 第3回 //               |       |    |    |    |   |   |   |       |   |   |   |   |   |    |
| 第4回 //               |       |    |    |    |   |   |   |       |   |   |   |   |   |    |
| 第5回 // 答申（審議会長 → 町長） |       |    |    |    |   |   |   |       |   |   |   |   |   |    |
| 3 議会説明               |       |    |    |    |   |   |   |       |   |   |   |   |   |    |
| 4 料金システム改修（令和5年度）    |       |    |    |    |   |   |   |       |   |   |   |   |   |    |
| 5 利用者への周知（令和5年度）     |       |    |    |    |   |   |   |       |   |   |   |   |   |    |
| 6 料金改定の実施（令和5年度）     |       |    |    |    |   |   |   |       |   |   |   |   |   |    |



# 8 説明

1. 琴浦町下水道事業の概要
2. 琴浦町下水道事業の現状と課題(使用料改定の背景)
3. 経営改善に向けて
4. 質疑応答



The seal of Akasaka City is a circular emblem. It features a central illustration of a mountain (Mount Akasaka) with cherry blossoms in the foreground. To the left is a traditional Japanese building, and to the right is a fish. At the bottom, a banner contains the text 'あかさき' (Akasaka) on the left and 'おすい' (Osui) on the right.

# 1. 琴浦町下水道事業の概要

## ■ 琴浦町下水道事業の経過

- ・ 琴浦町の下水道事業は、**公共下水道**・**特定環境保全公共下水道**・**農業集落排水**の3事業により下水処理を行っており、管きょ整備は令和3年度に概ね整備が完了しました。
- ・ 令和4年度から3事業に地方公営企業法を一部適用し、公営企業として経営しています。

| 事業名                          | 下水道施設の状況                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公共下水道事業<br>(東伯処理区)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事業開始 : 平成9年度</li> <li>▶ 供用開始 : 平成15年度 (令和4年度末で供用開始後19年)</li> <li>▶ 管路施設 : 分流汚水 約63km</li> <li>▶ 処理場施設 : 東伯浄化センター</li> </ul>                                                                                    |
| 特定環境保全<br>公共下水道事業<br>(赤碕処理区) | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事業開始 : 平成8年度</li> <li>▶ 供用開始 : 平成14年度 (令和4年度末で供用開始後20年)</li> <li>▶ 管路施設 : 分流汚水 約63km</li> <li>▶ 処理場施設 : 赤碕浄化センター</li> <li>▶ 中継ポンプ場 : 八幡中継ポンプ場</li> </ul>                                                       |
| 農業集落排水事業<br>(9地区)            | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事業開始 : 平成3年度</li> <li>▶ 供用開始 : 倉坂地区で平成5年度<br/>(令和4年度末で供用開始後29年)</li> <li>▶ 管路施設 : 分流汚水 約62km (9地区計)</li> <li>▶ 処理場施設 : 倉坂(H5)、伊勢崎(H6)、川東(H7)、古布庄東(H9)、上郷(H10)、古布庄北(H11)、古布庄南(H14)、山川木地(H17)、以西(H19)</li> </ul> |



# 琴浦町污水处理整備構想図(現在状況)

公共下水道事業

集落排水事業

処理施設

## ◆赤碕浄化センター

| 項目      | 概要 (H30下水道統計より)                   |
|---------|-----------------------------------|
| 処理方式    | オキシデーションディッチ法                     |
| 現有処理能力  | 2,400 m <sup>3</sup> /日最大         |
| 計画日最大水量 | 2,400 m <sup>3</sup> /日最大 (事業計画値) |
| 計画日平均水量 | 1,103 m <sup>3</sup> /日最大 (実績)    |
| 年間処理水量  | 402,720 m <sup>3</sup> /年         |
| 汚泥処理方法  | 脱水 (場外搬出 : 炭化・コンポスト)              |

## ◆東伯浄化センター

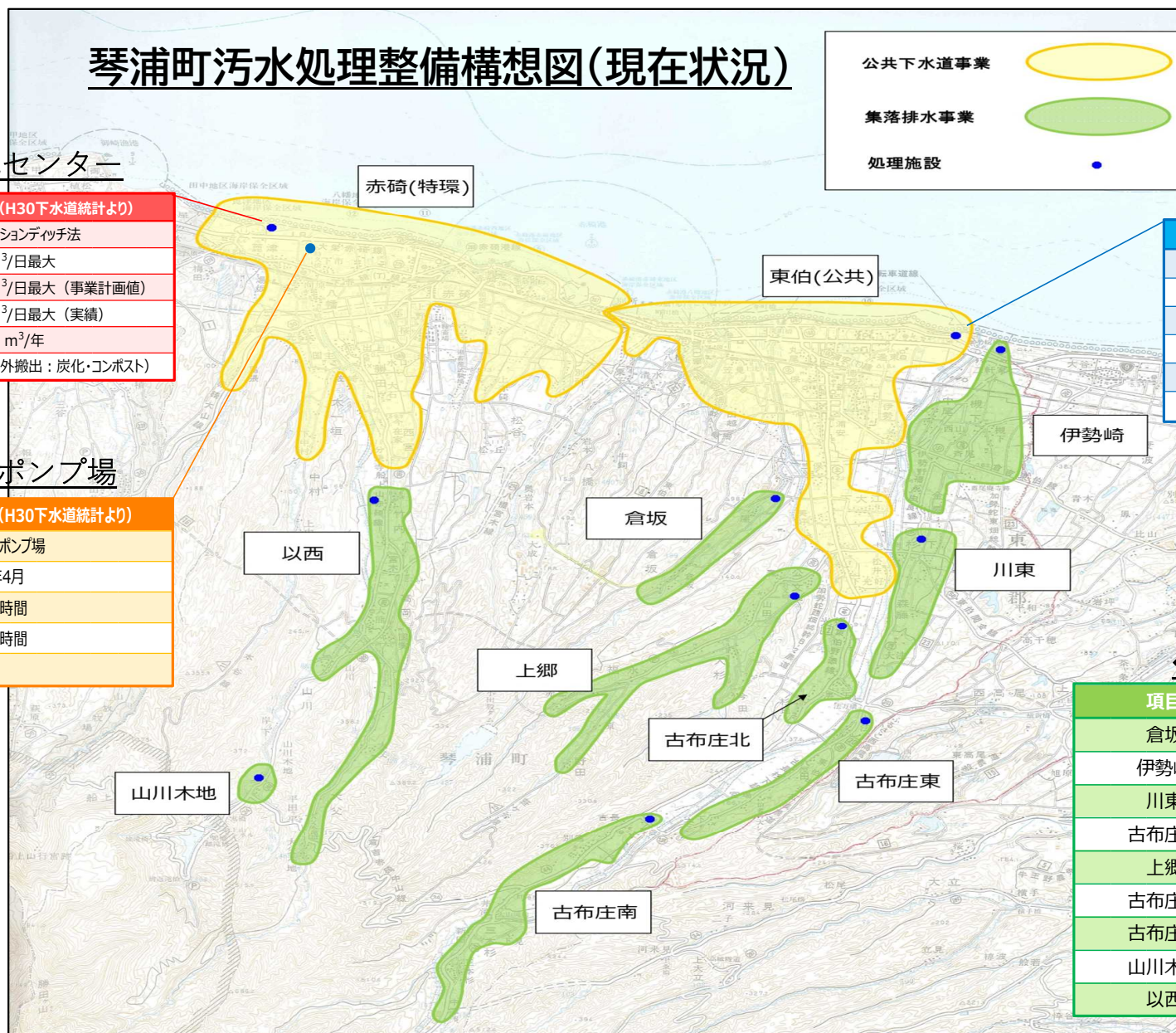
| 項目      | 概要 (H30下水道統計より)                   |
|---------|-----------------------------------|
| 処理方式    | オキシデーションディッチ法                     |
| 現有処理能力  | 2,900 m <sup>3</sup> /日最大         |
| 計画日最大水量 | 4,350 m <sup>3</sup> /日最大 (事業計画値) |
| 計画日平均水量 | 1,418 m <sup>3</sup> /日最大 (実績)    |
| 年間処理水量  | 517,605 m <sup>3</sup> /年         |
| 汚泥処理方法  | 脱水 (場外搬出 : 炭化・コンポスト)              |

## ◆八幡中継ポンプ場

| 項目     | 概要 (H30下水道統計より)        |
|--------|------------------------|
| ポンプ場名  | 八幡中継ポンプ場               |
| 供用開始年月 | 平成15年4月                |
| 計画時間水量 | 408 m <sup>3</sup> /時間 |
| 現有処理能力 | 300 m <sup>3</sup> /時間 |
| 維持管理方式 | 全部委託                   |

## ◆農業集落排水処理場

| 項目   | 概要 (施設一覧より) |                         |
|------|-------------|-------------------------|
| 倉坂   | JARUS-V型    | 81.0 m <sup>3</sup> /日  |
| 伊勢崎  | JARUS-Ⅲ型、Ⅰ型 | 327.0 m <sup>3</sup> /日 |
| 川東   | JARUS-Ⅰ型    | 108.0 m <sup>3</sup> /日 |
| 古布庄東 | JARUS-Ⅰ型    | 113.4 m <sup>3</sup> /日 |
| 上郷   | JARUS-Ⅲ型    | 194.4 m <sup>3</sup> /日 |
| 古布庄北 | JARUS-Ⅰ型    | 91.8 m <sup>3</sup> /日  |
| 古布庄南 | JARUS-Ⅰ型    | 156.6 m <sup>3</sup> /日 |
| 山川木地 | アムズFXU-1型   | 16.2 m <sup>3</sup> /日  |
| 以西   | JARUS-XIVG型 | 257.0 m <sup>3</sup> /日 |



## ■ 琴浦町の下水道使用料

●二部使用料制 … 基本料金 + 超過使用料の組合せ

### ◆ 一般家庭(1ヶ月あたり)

- ・計算方法：人数計算
- ・基本料金：2,200円(税込)
- ・1人あたり：550円(税込)



| 使用人数 | 基本料<br>(2,200円) | 人数割<br>(1人あたり550円) | 使用料金<br>(月額) |
|------|-----------------|--------------------|--------------|
| 0人   | 2,200           | 0                  | 2,200        |
| 1人   | 2,200           | 550                | 2,750        |
| 2人   | 2,200           | 1,100              | 3,300        |
| 3人   | 2,200           | 1,650              | 3,850        |
| ・・・  | 2,200           | ・・・                | ・・・          |
| n人   | 2,200           | $n \times 550$     | 左記の合計        |

### ◆ 事業所(1ヶ月あたり)

- ・計算方法：水量計算
- ・基本料金：2,200円(税込)
- ・超過使用料( $11\text{m}^3 \sim$ )：165円/ $\text{m}^3$ (税込)



| 使用水量           | 基本料<br>(2,200円) | 水量割<br>( $1\text{m}^3$ あたり165円) | 使用料金<br>(月額) |
|----------------|-----------------|---------------------------------|--------------|
| $0\text{m}^3$  | 2,200           | 0                               | 2,200        |
| $5\text{m}^3$  | 2,200           | 0                               | 2,200        |
| $10\text{m}^3$ | 2,200           | 0                               | 2,200        |
| $15\text{m}^3$ | 2,200           | 825                             | 3,025        |
| $20\text{m}^3$ | 2,200           | 1,650                           | 3,850        |
| ・・・            | 2,200           | ・・・                             | ・・・          |
| $n\text{m}^3$  | 2,200           | $(n - 10) \times 165$           | 左記の合計        |

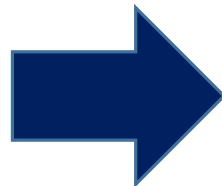
A circular logo for the Kariya City Waterworks Bureau. It features a central illustration of a waterfall cascading over rocks, surrounded by lush foliage and trees. Below the waterfall, there is a stylized sun or moon symbol. At the bottom of the circle, the Japanese characters 'げすい' (Gesu-i) are written in a small box.

## 2. 琴浦町下水道事業の現状と課題 (使用料改定の背景)

## ■ 使用料改定の背景

### ◆ 経営戦略の策定の目的

- ・計画的で合理的な経営
- ・下水道事業を安定して継続していくため



「琴浦町下水道事業経営戦略」を策定

(令和3年度発行)

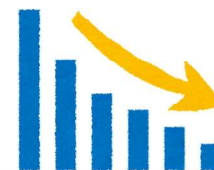
(計画期間:令和4年度 ~ 令和13年度)

### ◆ 現状の課題

- ・経年劣化による、老朽化した設備の更新費用増大
- ・汚水量の減少による、処理施設の稼働率の低下
- ・人口減少による使用料収入の減少



経営状況の更なる悪化



### ◆ 経営改善に向けて

- ・国の補助金を活用した、計画的な施設の改築、更新
- ・処理施設の統廃合による改築、更新費用と維持管理費の削減
- ・のちの世代に負担を残さないため、適正な収入を確保（水洗化率の向上、料金改定による収入の増）





## ① 整備状況

- ・生活環境の改善、公共用水域の水質保全を目的に下水道管や処理場の整備を進めてきました。
- ・各処理区、区域ごとの整備状況は下表のとおりです。

(令和4年3月31日 現在)

|         | 東伯処理区   | 赤碕処理区   | 農業集落排水区域 | 合併浄化槽区域 | 合計       |
|---------|---------|---------|----------|---------|----------|
| 処理区域内人口 | 7,036 人 | 5,710 人 | 3,432 人  | 391 人   | 16,569 人 |
| 整備人口    | 7,022 人 | 5,707 人 | 3,432 人  | 391 人   | 16,552 人 |
| 整備率     | 99.8 %  | 99.9 %  | 100.0 %  | —       | 99.9 %   |
| 水洗化人口   | 5,702 人 | 4,547 人 | 3,124 人  | 190 人   | 13,563 人 |
| 水洗化率    | 81.2 %  | 79.7 %  | 91.0 %   | 48.6 %  | 81.9 %   |



## ② 建設事業の状況

・下水道事業は、令和3年度末までに約288億円の事業費をかけ、下水道管や処理場の整備を進めてきました。

### ◆ 総事業費(R3末時点)

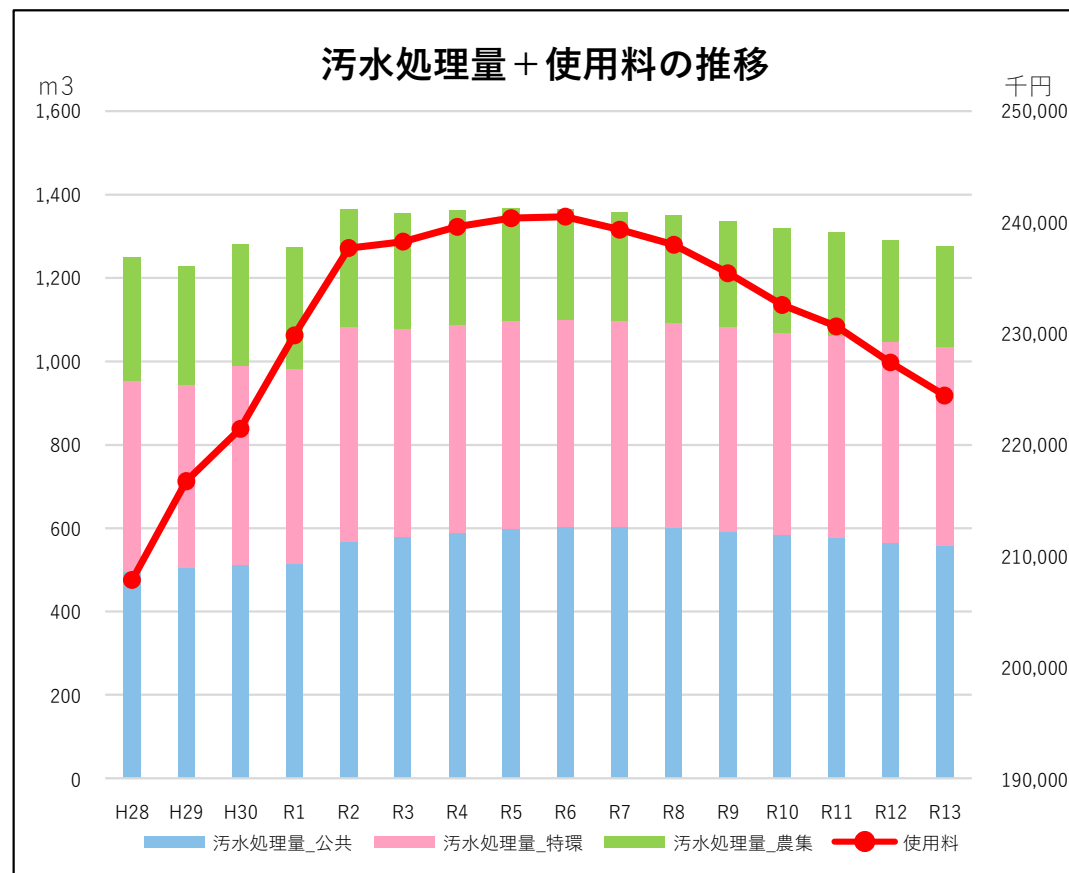
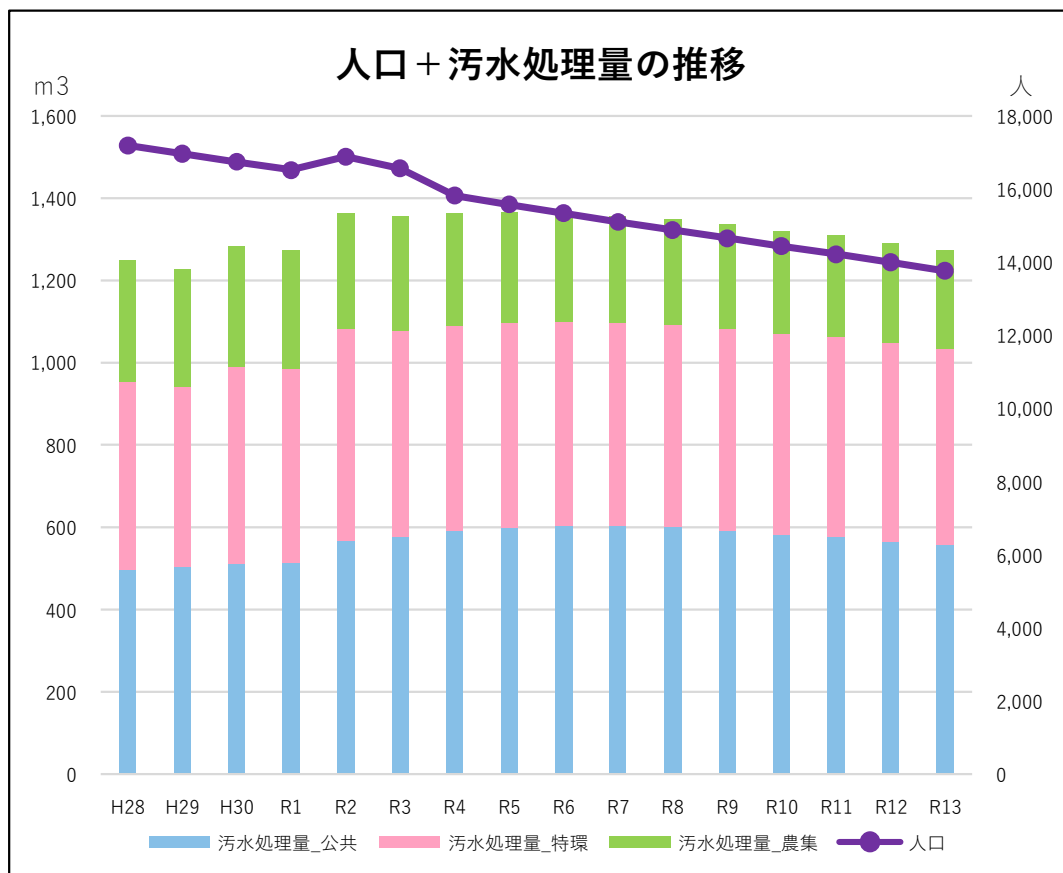
|       | 公共        | 特環        | 農集       | 計         | 割合     |
|-------|-----------|-----------|----------|-----------|--------|
| 管渠費   | 9,281百万円  | 8,514百万円  | 4,600百万円 | 22,394百万円 | 77.7%  |
| ポンプ場費 | －         | 164百万円    | －        | 164百万円    | 0.6%   |
| 処理場費  | 2,405百万円  | 2,118百万円  | 1,674百万円 | 6,197百万円  | 21.5%  |
| その他   | 64百万円     | 17百万円     | －        | 81百万円     | 0.3%   |
| 合計    | 11,750百万円 | 10,813百万円 | 6,274百万円 | 28,837百万円 | 100.0% |

### ◆ 起債残高 (R3末時点)

|      | 公共       | 特環       | 農集       | 計        |
|------|----------|----------|----------|----------|
| 起債残高 | 3,670百万円 | 3,298百万円 | 1,310百万円 | 8,279百万円 |
| 割合   | 44.3%    | 39.8%    | 15.8%    | 100.0%   |

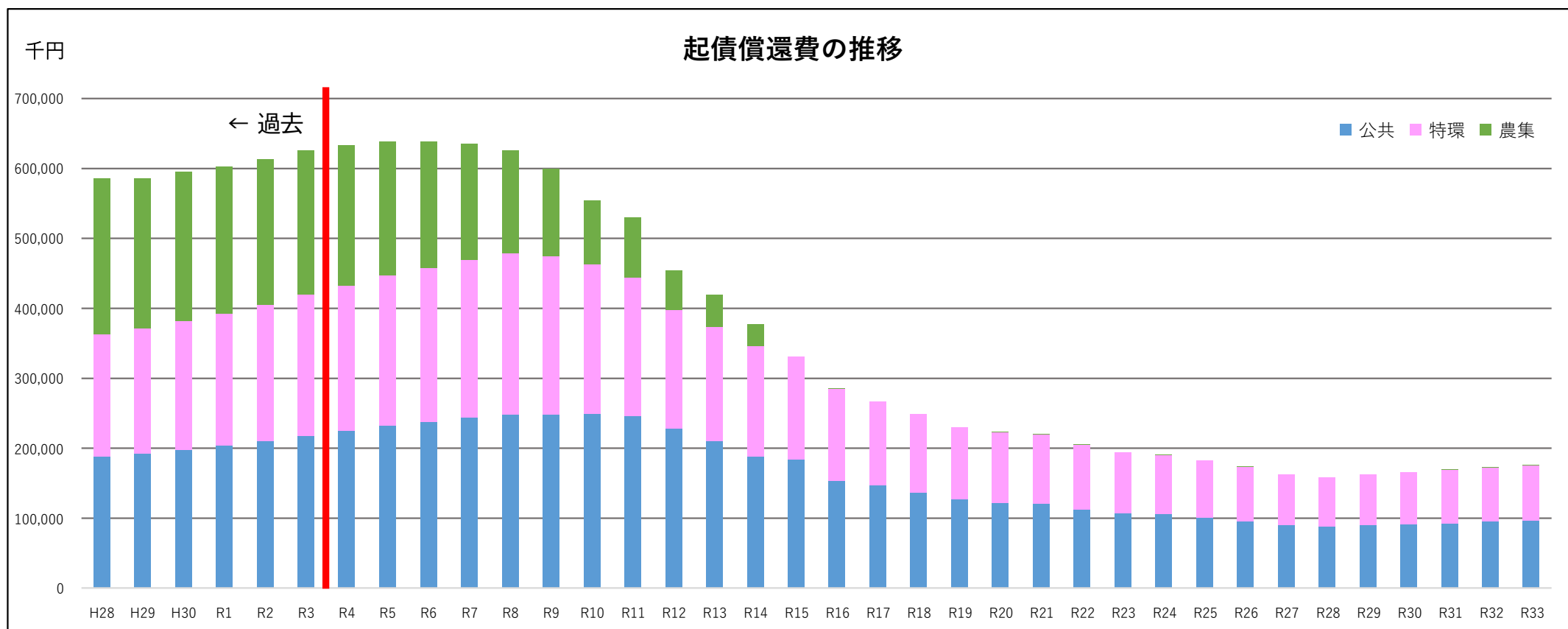
### ③人口と水需要

- ・琴浦町の人口は減少傾向にあります。
- ・汚水処理量は下水道接続率の増加に伴い若干の増加が見込まれますが、人口減少に伴い汚水処理量が減少することが予測され、使用料収入の減少が課題となります。



#### ④ 起債償還(借金返済)について

- ・琴浦町の下水道事業は平成3年度より事業を開始し、令和3年度に主要な整備を完了しました。
- ・下水道全体では令和6年頃をピークに起債償還は減少に転じますが、多額の償還費が大きな負担となっています。

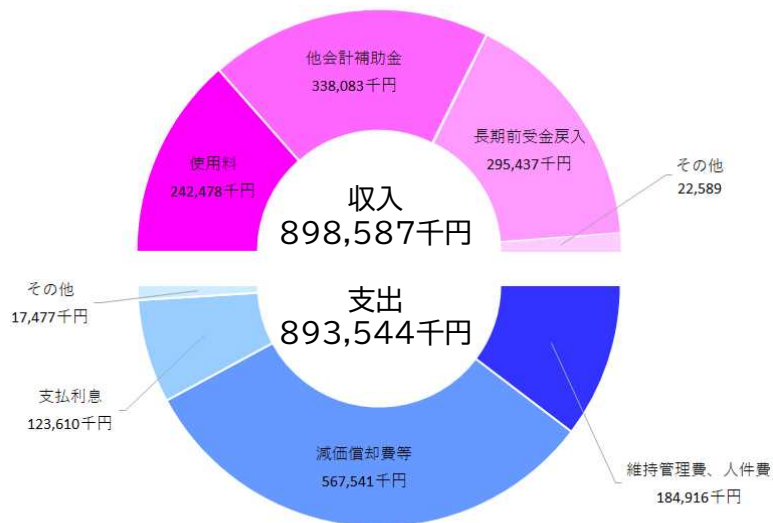


## ⑤ 基準外繰入金

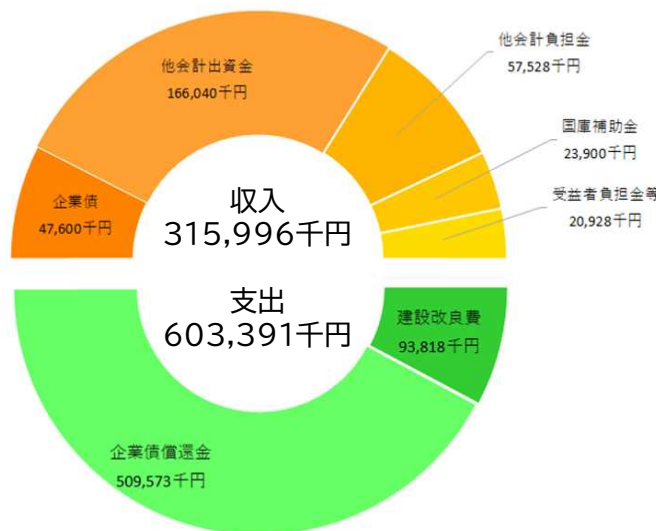
- ・琴浦町の下水道事業は、一般会計からの繰入金（税金）に依存しています。
- ・毎年、収支不足を補てんするため、多額の基準外繰入金により事業を実施しています。
- ・令和4年度から、会計方式を変更したことにより基準外繰入金が増大しており、町全体の財政を圧迫しているため、早期の基準外繰入金の解消が必要です。

### 令和4年度下水道事業 当初予算概要

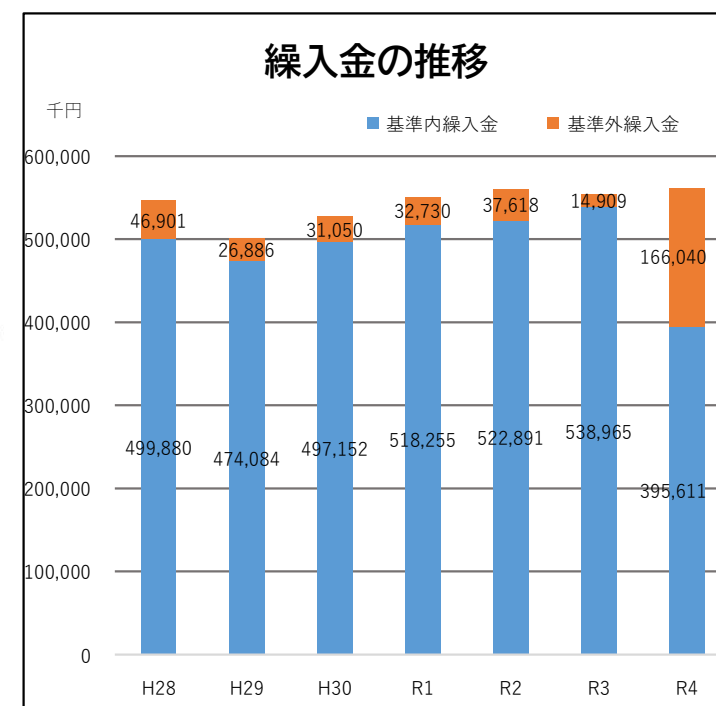
#### 収益的収支



#### 資本的収支



#### 繰入金の推移

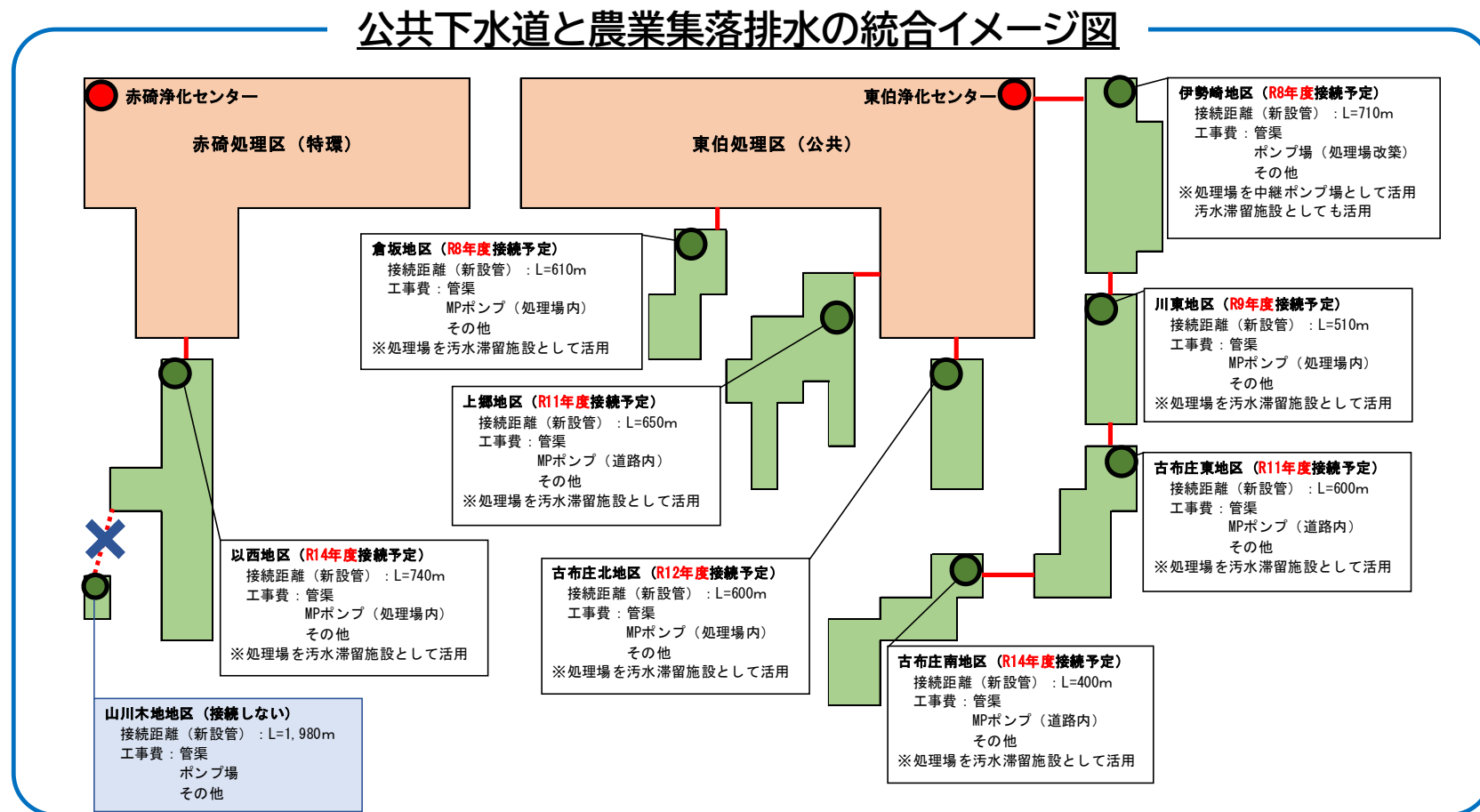


The background of the slide features a large, faint, circular seal of Akasaka City. The seal depicts a landscape with a mountain, cherry blossoms, a lighthouse, and a fish. At the bottom of the seal, there are two banners with the Japanese text 'あかさき' (Akasaka) and 'おすい' (Osui).

### 3. 経営改善に向けて

## ① 汚水処理施設の統合

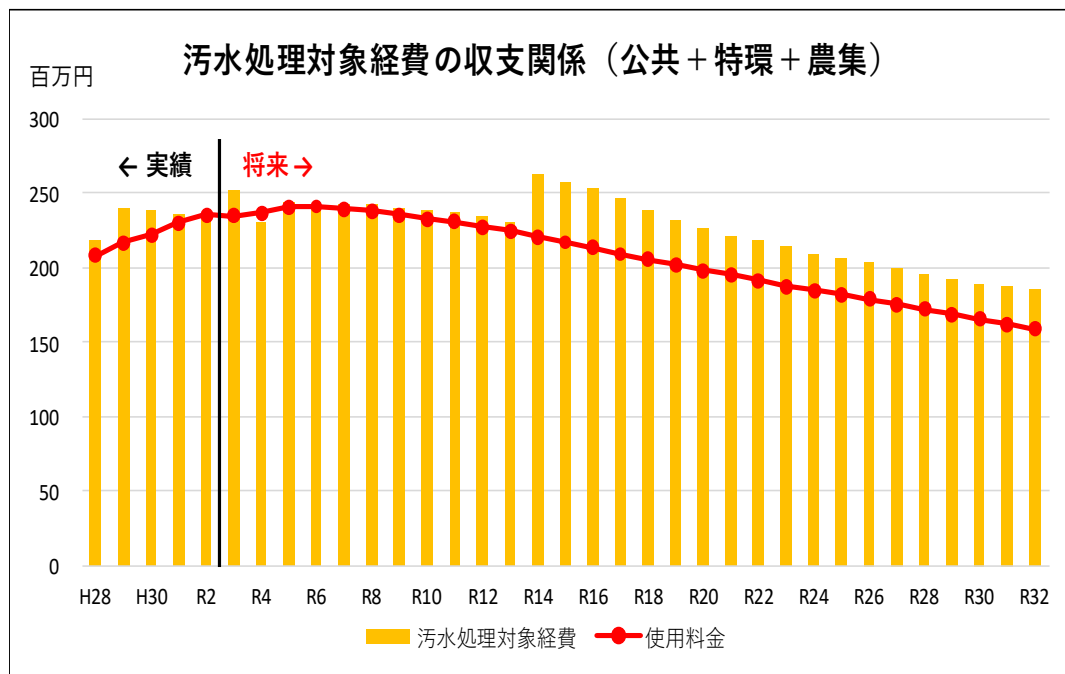
- ・琴浦町の下水道処理場は老朽化が進み、設備故障の危険が高まっています。
- ・処理場の改築・更新や隣接する処理場との統廃合を行い汚水処理の効率化を進めていきます。



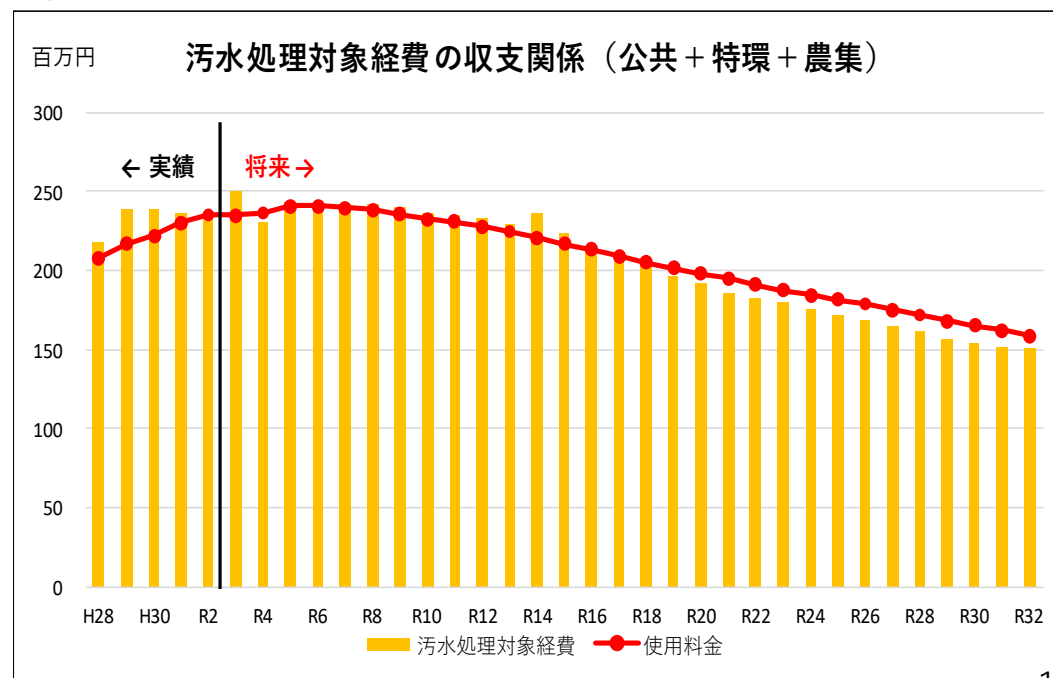
## ■処理場の統廃合による汚水処理経費の収支予測

- ・農業集落排水の統廃合を進めることで、改築・更新費や維持管理費の削減ができるため、将来的に汚水処理対象経費の回収が見込めると予測されます。

◆統廃合を実施しない場合の収支予測

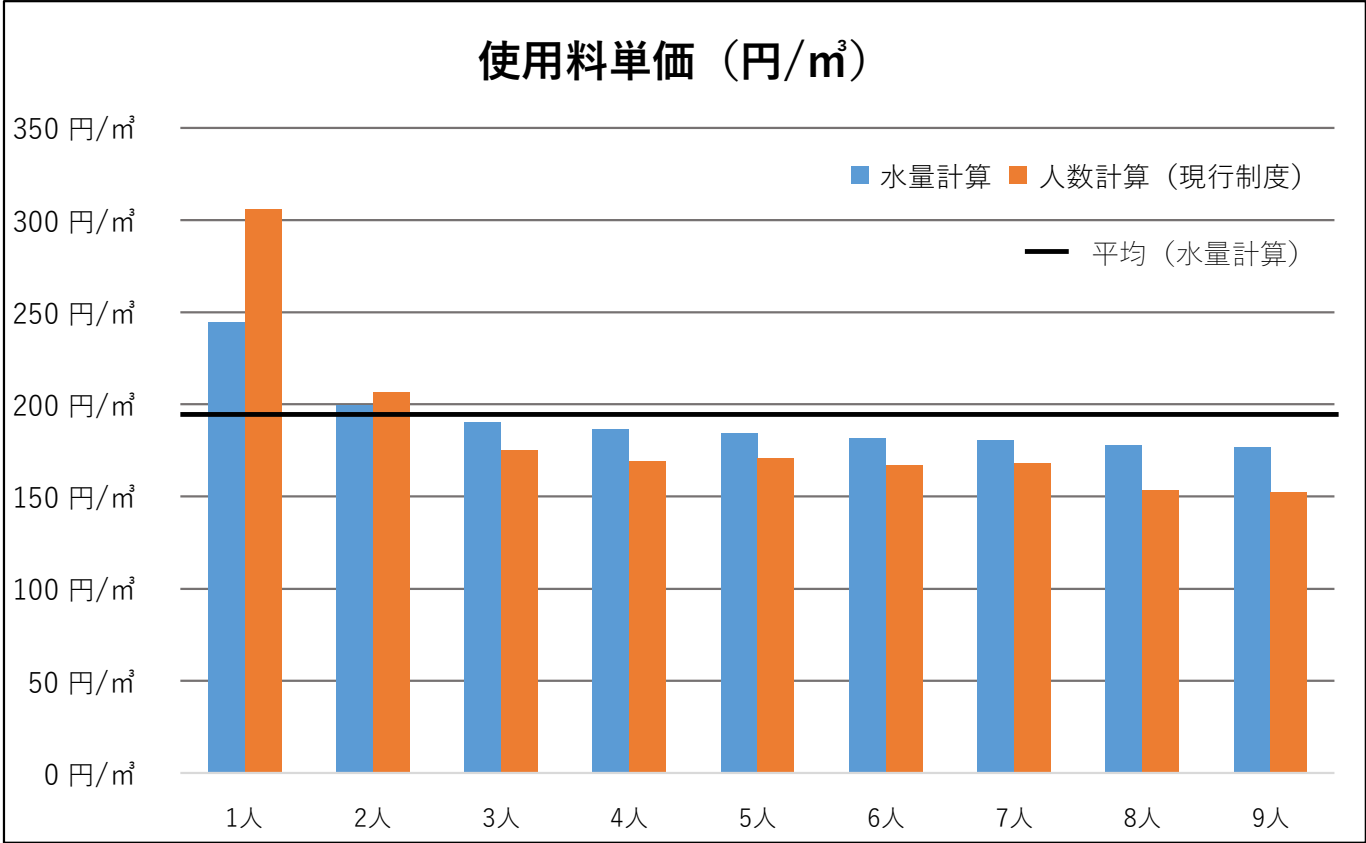


◆統廃合を実施した場合の収支予測



② 適正で公平な使用料体系への変更

- ・使用料実績を分析した結果、**少人数世帯ほど負担割合が大きい**ことが判明しました。
- ・下水道使用者間で不公平が生じないよう適正な使用料体系へ変更し、下水道事業継続のための使用料収入の確保が必要です。

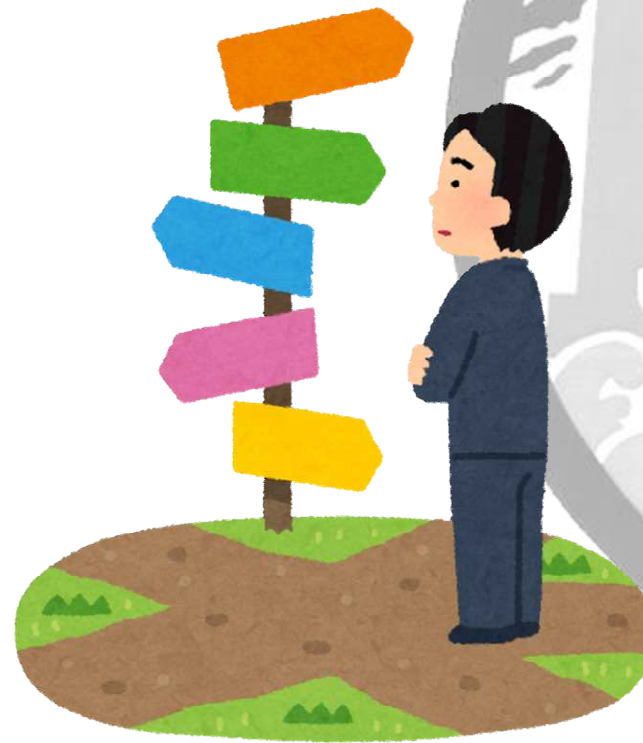


| 世帯人数  | 使用料単価（円/㎥） |         |
|-------|------------|---------|
|       | 水量計算       | 人数計算    |
| 0人    | —          | —       |
| 1人    | 244 円/㎥    | 306 円/㎥ |
| 2人    | 199 円/㎥    | 206 円/㎥ |
| 3人    | 190 円/㎥    | 175 円/㎥ |
| 4人    | 186 円/㎥    | 169 円/㎥ |
| 5人    | 184 円/㎥    | 171 円/㎥ |
| 6人    | 182 円/㎥    | 167 円/㎥ |
| 7人    | 180 円/㎥    | 168 円/㎥ |
| 8人    | 178 円/㎥    | 153 円/㎥ |
| 9人    | 177 円/㎥    | 152 円/㎥ |
| (10～) | —          | —       |
| 合計/平均 | 191 円/㎥    | 185 円/㎥ |



# 9 使用料改定の方方向性

1. 使用料の基本的な考え方
2. 使用料改定の考え方
3. 使用料改定の方方向性
4. 質疑応答



# 1. 使用料の基本的な考え方



## ① 下水道事業はの使用料の基本的考え方

### ◆下水道使用料について

- ・下水道法に「**条例の定めるところにより公共下水道を使用する者から使用料を徴収できる。**」と規定されています。
- ・使用料**徴収の「範囲」「徴収方法」**の基本事項も、下水道法に明示されています。

#### 【下水道法より抜粋】

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価を超えないものであること。
- 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。



## ② 公費と私費の負担について

### ◆ 下水道の目的

- ①公衆衛生の向上 → 市街地の悪臭や害虫(蚊やハエ)の発生を防止し生活環境を改善すること
- ②公共用水域の水質保全 → 汚水を適切に処理し、河川や沿岸海域、湖等の水質を保全すること

### ◆ それぞれの役割

- ・国や地方自治体 …… 下水道の整備と適切な維持管理 → ”公共的役割”
- ・下水道使用者 …… 水質汚濁の原因者として適切な費用負担 → ”私的役割”



### ◆ 基本的な費用負担

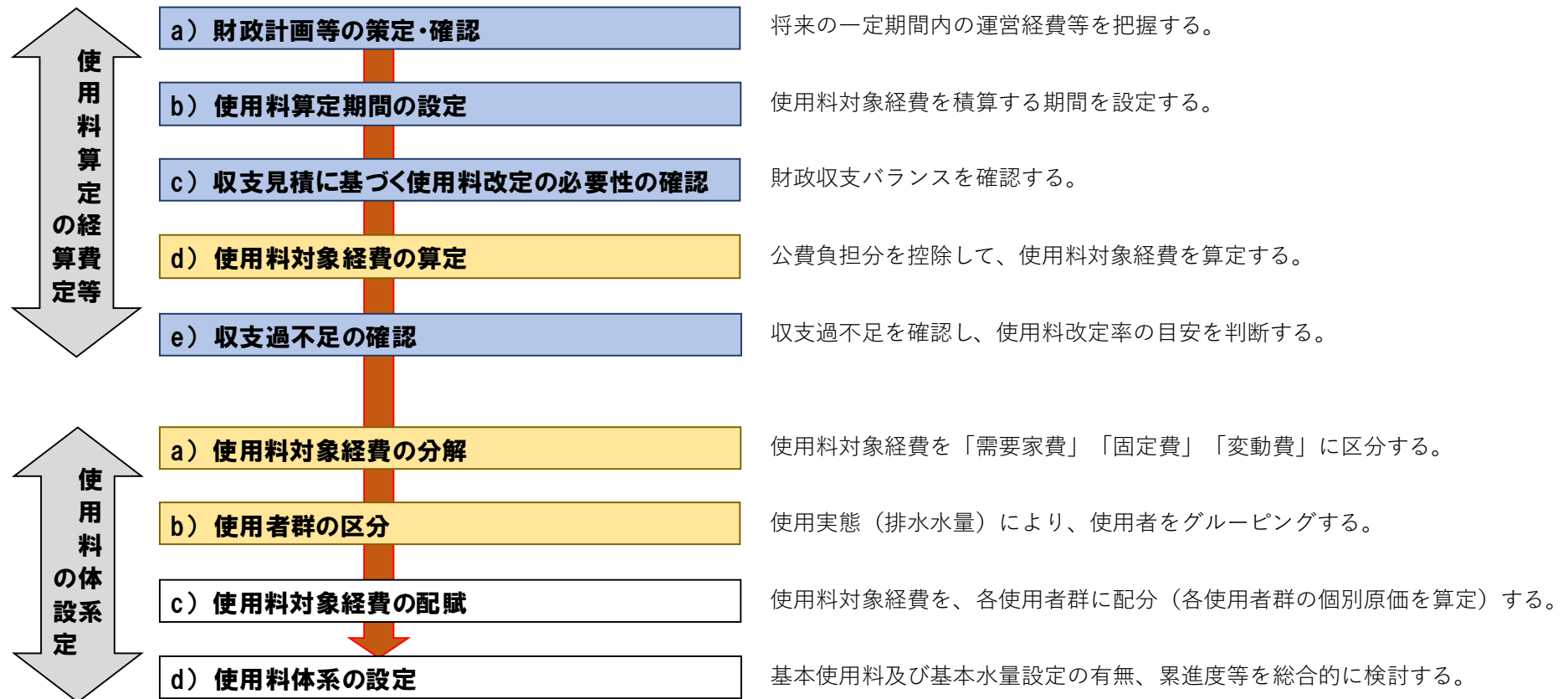
- ・雨水処理に係る費用 → 公費(税金)
- ・汚水処理に係る費用 → 私費(下水道使用料、農業集落排水施設使用料)

※下水道の公共的役割を踏まえ、**汚水処理に係る費用のうち一定の費用は公費負担**とされています。

### ③ 下水道使用料改定に向けて

- ・下水道使用料改定のため、下記の作業フローに基づいて作業し、使用料改定を目指します。

【公益社団法人日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的考え方」に示されている使用料算定の作業フロー図】





## 2. 使用料改定の考え方

その1

基準”外”繰入金の解消

## ① 負担金区分の財源と現状

### ◆ 独立採算の原則

- ・下水道事業は、地方財政法の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「**独立採算の原則**」が適用されています。

### ◆ 財源の状況

- ・公費と私費の区分に基づき、適正な使用料を算定し徴収される必要がありますが、必ずしも私費負担分の全てが賄われていないのが現状です。  
この、不足分は一般会計から多額の基準外繰入金で補てんされています。

#### 【下水処理における負担区分の現状のイメージ】

|    |                              |         |                        |  |
|----|------------------------------|---------|------------------------|--|
| 支出 | 私費負担分<br>(維持管理費、利息償還金、減価償却費) |         | 公費負担分<br>(建設改良費、元金償還金) |  |
|    | 使用料収入                        | 基準外繰入金  | 基準内繰入金                 |  |
| 収入 |                              | 一般会計繰入金 |                        |  |



## ■繰入金とは

### ◆繰入金

- ・繰入金とは、一般会計や特別会計、基金との間で資金運用するものです  
資金を受ける側は「繰入」、資金を出す側は「繰出」といいます

### ◆繰入金(繰出金)の種類

- ・基準”内”繰入金 … 公費負担する経費に充てるため、一般会計から公営企業に繰入される補助金です。  
総務省から示される『繰出基準』に基づく繰出金  
汚水処理の公費負担分(国 → 町への交付金)
- ・基準”外”繰入金 … 公営企業の資金不足の補てん等、繰出基準に基づかない繰出金です。  
(全額町費)

### ◆基準”外”繰入金の問題点

- ・下水道事業区域”外”の方の税金が含まれており、税の使い道として不公平
- ・財源は「税金」であるため、本来は教育や福祉など、町全体の受益に活用すべきお金

※基準外繰入金は、町の財政を圧迫しているため、早期の基準外繰入金の解消が必要です。

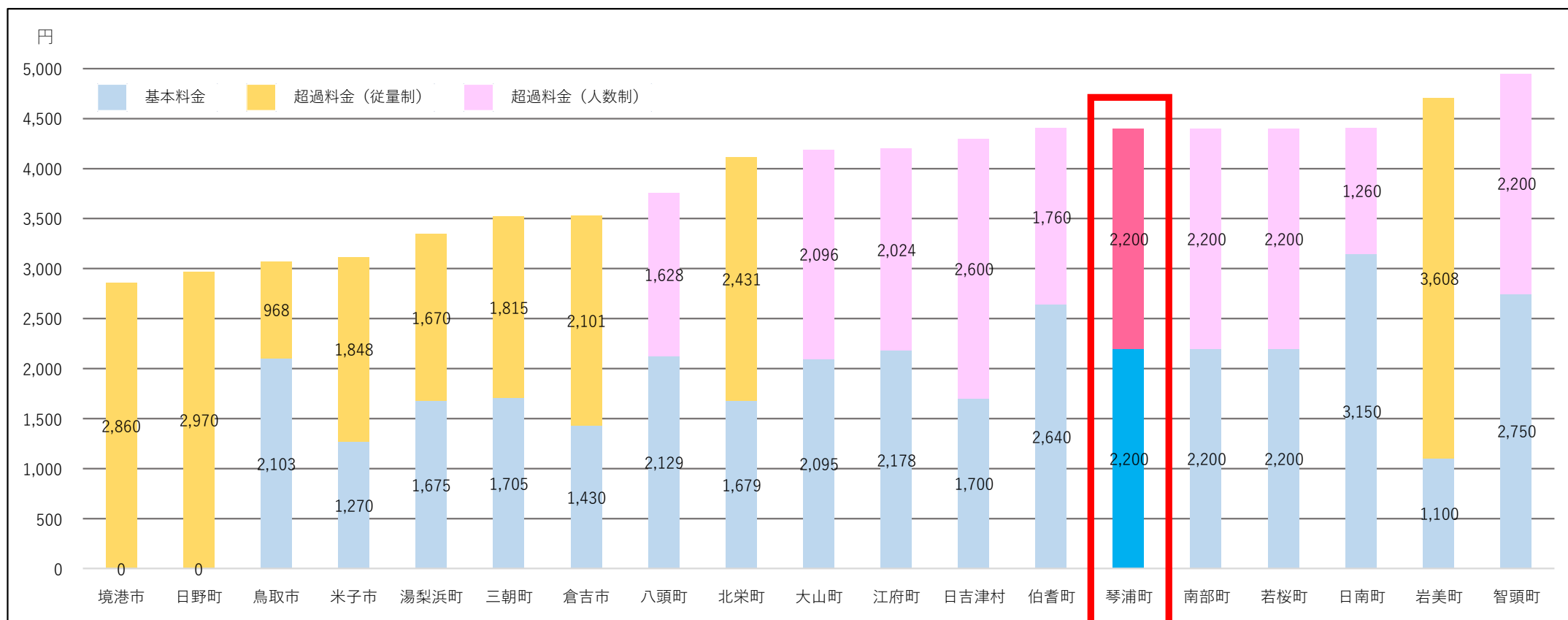
## その2

# 使用料負担の不均衡の解消



## ■鳥取県内の市町村と下水道使用料の比較

●条件：一般家庭 従量制・・・1ヶ月あたり20m<sup>3</sup>使用、人数制・・・4人世帯の下水道使用料を比較



- ・鳥取県下19市町村で、従量制が9市町・人数制が10町村あり、平均は3,929円/月です。
- ・上記の条件で比較した場合、琴浦町の下水道使用料は4,400円/月で県内で4番目に高い状況です。

## ■下水道使用料の分析結果(令和元年度実績より)

使用者算定区分別件数、割合（R2.3請求分）

| 区分   | 件数     | 割合     | 主な使用者群 |
|------|--------|--------|--------|
| 人数計算 | 4,198件 | 90.1%  | 一般家庭   |
| 水量計算 | 406件   | 8.7%   | 事業所    |
| 井戸   | 56件    | 1.2%   |        |
| 計    | 4,660件 | 100.0% |        |

●人数計算が全体の9割、水量計算と井戸が残り1割となりました。

※なお、内530件(全体の11%)が水道料金の請求と整合できませんでした。  
これらの下水道使用者は専用水道区域の家庭や井戸水を使用している世帯と推測されます。

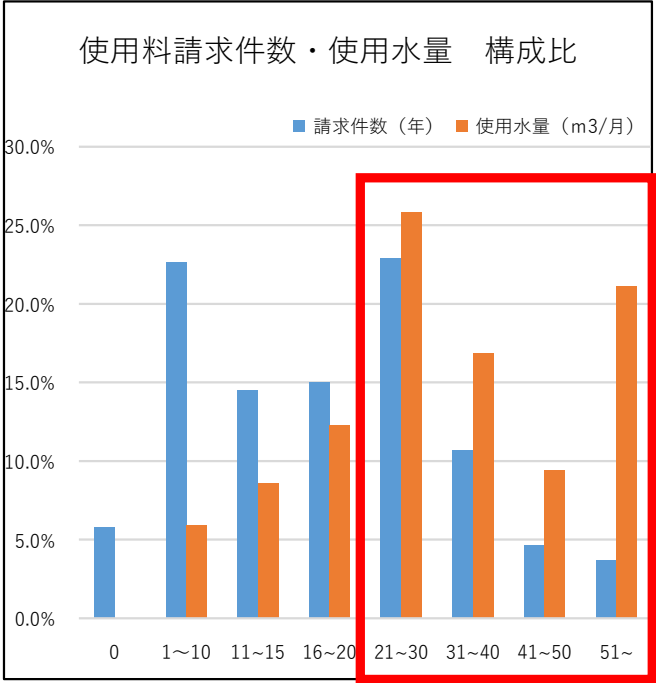
■1世帯あたりの下水道使用料金と使用水量など(令和元年度実績)

| 世帯人数  | 件数 (世帯/年) |         |          | 使用料金徴収額/年     | 年間使用水量       | 1日あたり世帯員  | 1世帯あたりの | 下水道料金 (円/月) |         | 料金比較        | 使用料単価 (円/m3) |          |
|-------|-----------|---------|----------|---------------|--------------|-----------|---------|-------------|---------|-------------|--------------|----------|
|       | 水道あり      | 水道なし    | 計        | 水道あり+なし       | (水道あり世帯のみ実績) | の使用水量     | 使用水量    | 水量計算        | 人数計算    | (人数計算-水量計算) | 水量計算         | 人数計算     |
| 0     | 1,943 件   | 333 件   | 2,276 件  | 4,926,860 円   | 7,481 m³/年   | 127 ℓ/人.日 | 4 m³/月  | 2,200 円     | 2,200 円 | 0 円         | -            | -        |
| 1     | 8,136 件   | 1,045 件 | 9,181 件  | 24,846,495 円  | 73,134 m³/年  | 296 ℓ/人.日 | 9 m³/月  | 2,200 円     | 2,750 円 | 550 円       | 244 円/m³     | 306 円/m³ |
| 2     | 12,025 件  | 1,411 件 | 13,436 件 | 43,831,650 円  | 199,216 m³/年 | 272 ℓ/人.日 | 16 m³/月 | 3,190 円     | 3,300 円 | 110 円       | 199 円/m³     | 206 円/m³ |
| 3     | 8,100 件   | 1,195 件 | 9,295 件  | 35,384,785 円  | 182,121 m³/年 | 246 ℓ/人.日 | 22 m³/月 | 4,180 円     | 3,850 円 | -330 円      | 190 円/m³     | 175 円/m³ |
| 4     | 5,895 件   | 558 件   | 6,453 件  | 28,097,080 円  | 154,398 m³/年 | 215 ℓ/人.日 | 26 m³/月 | 4,840 円     | 4,400 円 | -440 円      | 186 円/m³     | 169 円/m³ |
| 5     | 4,129 件   | 467 件   | 4,596 件  | 22,974,225 円  | 122,310 m³/年 | 195 ℓ/人.日 | 29 m³/月 | 5,335 円     | 4,950 円 | -385 円      | 184 円/m³     | 171 円/m³ |
| 6     | 2,103 件   | 329 件   | 2,432 件  | 13,285,300 円  | 70,367 m³/年  | 183 ℓ/人.日 | 33 m³/月 | 5,995 円     | 5,500 円 | -495 円      | 182 円/m³     | 167 円/m³ |
| 7     | 1,230 件   | 155 件   | 1,385 件  | 8,232,925 円   | 44,528 m³/年  | 170 ℓ/人.日 | 36 m³/月 | 6,490 円     | 6,050 円 | -440 円      | 180 円/m³     | 168 円/m³ |
| 8     | 428 件     | 88 件    | 516 件    | 3,358,200 円   | 18,656 m³/年  | 179 ℓ/人.日 | 43 m³/月 | 7,645 円     | 6,600 円 | -1,045 円    | 178 円/m³     | 153 円/m³ |
| 9     | 194 件     | 7 件     | 201 件    | 1,418,170 円   | 9,152 m³/年   | 172 ℓ/人.日 | 47 m³/月 | 8,305 円     | 7,150 円 | -1,155 円    | 177 円/m³     | 152 円/m³ |
| (10~) | -         | -       | -        | -             | 2,687 m³/年   | -         | -       | -           | -       | -           | -            | -        |
| 合計/平均 | 44,183 件  | 5,588 件 | 49,771 件 | 186,355,690 円 | 884,050 m³/年 | 206 ℓ/人.日 | 27 m³/月 |             |         |             | 191 円/m³     | 185 円/m³ |

- ・徴収世帯人数は、2人世帯が最も多く、続いて3人、1人の順序で、町の世帯あたり人口2.8人(令和元年度)と合致します。
- ・1世帯あたりの使用水量の平均値は27m³/月であり、年間使用水量を元に下水道料金、使用料単価を比較すると世帯員数が少ないほど負担が大きいため、現在の使用料算定方法を是正する必要があると考えます。

■水量区分別の使用料金と使用水量(令和元年度実績)

| 世帯員数<br>の目安 | 使用水量<br>(m3/月) | 件数 (年)   |         |          | 年間使用水量 (年) |            | 構成比    |        |
|-------------|----------------|----------|---------|----------|------------|------------|--------|--------|
|             |                | 人数       | 水量      | 計        | 人数         | 水量         | 請求件数   | 使用水量   |
| 0人          | 0              | 1,851 件  | 982 件   | 2,833 件  | 0 m³       | 0 m³       | 5.8%   | 0.0%   |
| 1人          | 1~10           | 9,257 件  | 1,857 件 | 11,114 件 | 56,982 m³  | 7,143 m³   | 22.7%  | 5.9%   |
| 2人          | 11~15          | 6,761 件  | 349 件   | 7,110 件  | 88,304 m³  | 4,430 m³   | 14.5%  | 8.6%   |
| 3人          | 16~20          | 7,163 件  | 217 件   | 7,380 件  | 128,887 m³ | 3,905 m³   | 15.1%  | 12.3%  |
| 4人          | 21~30          | 11,007 件 | 232 件   | 11,239 件 | 274,271 m³ | 5,731 m³   | 22.9%  | 25.8%  |
| 5~6人        | 31~40          | 5,058 件  | 182 件   | 5,240 件  | 176,522 m³ | 6,426 m³   | 10.7%  | 16.9%  |
| 7~8人        | 41~50          | 2,101 件  | 187 件   | 2,288 件  | 93,697 m³  | 8,453 m³   | 4.7%   | 9.4%   |
| 9人~         | 51~            | 1,046 件  | 766 件   | 1,812 件  | 65,387 m³  | 163,447 m³ | 3.7%   | 21.1%  |
|             |                | 44,244 件 | 4,772 件 | 49,016 件 | 884,050 m³ | 199,535 m³ | 100.0% | 100.0% |

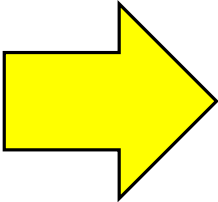


- ・全体として21～30m³/月の世帯が請求件数と使用水量の割合が最も高いですが、使用水量が多い世帯ほど使用料金の負担が少ないです。
- ・使用水量が多い、21m³/月以上の世帯に対し適切な負担を求める事が適切と考えます。

■料金算定を人数制から水量制へ変更した際の試算(令和元年度実績)

- 基本料金・・・10m<sup>3</sup>まで2,200円/月、超過分・・・11m<sup>3</sup>以降、191円/m<sup>3</sup>で設定
- 収入実績・・・165,944千円(一般家庭、水道あり世帯の実績値)

| 使用水量<br>m <sup>3</sup> /月 | 人数計算世帯<br>請求件数(年) | 年間使用水量(年)             |                       |                       |
|---------------------------|-------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
|                           |                   | 0～10m <sup>3</sup>    | 11m <sup>3</sup> ～    | 計                     |
| 0                         | 1,851件            | 0m <sup>3</sup>       | 0m <sup>3</sup>       | 0m <sup>3</sup>       |
| 5m <sup>3</sup> /月以下      | 3,647件            | 11,584m <sup>3</sup>  | 0m <sup>3</sup>       | 11,584m <sup>3</sup>  |
| 6m <sup>3</sup> /月以下      | 991件              | 5,946m <sup>3</sup>   | 0m <sup>3</sup>       | 5,946m <sup>3</sup>   |
| 7m <sup>3</sup> /月以下      | 1,103件            | 7,721m <sup>3</sup>   | 0m <sup>3</sup>       | 7,721m <sup>3</sup>   |
| 8m <sup>3</sup> /月以下      | 1,138件            | 9,104m <sup>3</sup>   | 0m <sup>3</sup>       | 9,104m <sup>3</sup>   |
| 9m <sup>3</sup> /月以下      | 1,153件            | 10,377m <sup>3</sup>  | 0m <sup>3</sup>       | 10,377m <sup>3</sup>  |
| 10m <sup>3</sup> /月以下     | 1,225件            | 12,250m <sup>3</sup>  | 0m <sup>3</sup>       | 12,250m <sup>3</sup>  |
| 15m <sup>3</sup> /月以下     | 6,761件            | 67,610m <sup>3</sup>  | 20,694m <sup>3</sup>  | 88,304m <sup>3</sup>  |
| 20m <sup>3</sup> /月以下     | 7,163件            | 71,630m <sup>3</sup>  | 57,257m <sup>3</sup>  | 128,887m <sup>3</sup> |
| 30m <sup>3</sup> /月以下     | 11,007件           | 110,070m <sup>3</sup> | 164,201m <sup>3</sup> | 274,271m <sup>3</sup> |
| 40m <sup>3</sup> /月以下     | 5,058件            | 50,580m <sup>3</sup>  | 125,942m <sup>3</sup> | 176,522m <sup>3</sup> |
| 50m <sup>3</sup> /月以下     | 2,101件            | 21,010m <sup>3</sup>  | 72,687m <sup>3</sup>  | 93,697m <sup>3</sup>  |
| 50m <sup>3</sup> /月超      | 1,046件            | 10,460m <sup>3</sup>  | 54,927m <sup>3</sup>  | 65,387m <sup>3</sup>  |
|                           | 44,244件           | 388,342m <sup>3</sup> | 495,708m <sup>3</sup> | 884,050m <sup>3</sup> |



| 使用料金の試算      |             |              |
|--------------|-------------|--------------|
| 基本料金         | 超過分         | 計            |
| 6,232,600円   | 0円          | 6,232,600円   |
| 11,011,000円  | 0円          | 11,011,000円  |
| 2,415,600円   | 0円          | 2,415,600円   |
| 2,666,400円   | 0円          | 2,666,400円   |
| 2,699,400円   | 0円          | 2,699,400円   |
| 2,750,000円   | 0円          | 2,750,000円   |
| 2,908,400円   | 0円          | 2,908,400円   |
| 15,642,000円  | 3,952,554円  | 19,594,554円  |
| 16,236,000円  | 10,936,087円 | 27,172,087円  |
| 24,725,800円  | 31,362,391円 | 56,088,191円  |
| 11,528,000円  | 24,054,922円 | 35,582,922円  |
| 5,033,600円   | 13,883,217円 | 18,916,817円  |
| 3,986,400円   | 10,491,057円 | 14,477,457円  |
| 107,835,200円 | 94,680,228円 | 202,515,428円 |

・上記条件で、収納額の実績値と試算値を比較した場合、収納額が約2,600万円の増(約15.7%UP)となる結果となりました。

### 3. 使用料改定の方角性





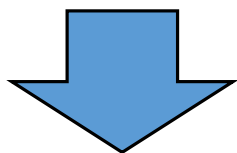
## ■下水道事業の財源目標(令和4年9月時点)

- ・琴浦町下水道事業の財源目標を、下記の3段階に分けて整理します。

### 第1段階

使用料算定方法の改定

一般家庭の使用料計算方法を  
「水量計算」へ変更

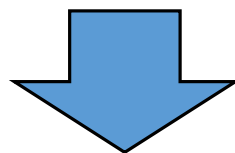


使用者間の不公平感を解消

### 第2段階

基準外繰入金の解消

町の財政を圧迫しない  
適正な使用料収入の確保



町全体の財政健全化に寄与

### 最終段階

下水道事業の安定経営

独立採算の実現



## ■本審議会における使用料改定の方向性

- ・この度の審議会における使用料改定は、第1段階として「使用料算定方法の改定」とします。

